

請求の趣旨

- 1 被告が、別紙物件目録記載の土地（以下「松山公園」という。）につき、一般社団法人久米崇聖会（以下「久米崇聖会」という。）に対し、松山公園を敷地とする別紙施設目録記載の久米至聖廟（以下「本件孔子廟」という。）の収去及び本件土地の明渡しを請求することを怠る事実が違法であることを確認する。
- 2 被告が、久米崇聖会に対し、平成31年2月27日から令和2年2月26日までの松山公園の使用料576万7200円を請求しないことが違法であることを確認する。
- 3 本件孔子廟を対象とする令和元年5月29日付固定資産税減免処分が無効であることを確認する。
- 4 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告らはいずれも後述する那覇市職員措置請求を提起した那覇市の住民である。
- 2 被告は、地方自治法1条の3第2項所定の普通地方公共団体である那覇市の執行機関である。
- 3 城間幹子は、平成26年11月16日開票の那覇市長選で初当選し、同月18日那覇市長に就任し、任期中の平成30年10月21日開票の那覇市長選で再選され、現在もその職にある。
- 4 久米崇聖会は、昭和37年11月5日に設立された一般社団法人であり、い

わゆる久米三十六姓（約600年前から300年間にわたり中国から琉球にきた渡来人）の歴史研究などを行うものとされ、本件孔子廟を所有している。

第2 本件孔子廟の設置と使用料及び固定資産税の免除について

1 本件孔子廟の設置等

本件孔子廟は、那覇市久米二丁目及び那覇市松山一丁目に所在し、那覇市が管理する都市公園法上の都市公園である松山公園内に建設された久米崇聖会所有の施設（別紙施設目録）である。

本件孔子廟は、儒教の祖である孔子並びにその門弟である四配（顔子、子思、曾子及び孟子）を祀る廟であり、大成殿、啓聖祠、明倫堂、至聖門及び御庭空間によって構成されている。

本件孔子廟は、至聖門、明倫堂及びフェンス等により松山公園の他の部分から仕切られた閉じた空間となっており、本件孔子廟の松山公園の専有面積は、1335㎡であり、これは松山公園の面積の約3分の1にあたる。

2 本件孔子廟の設置許可と使用料の免除

本件孔子廟は、平成23年3月31日付けの設置許可により同日から平成26年3月31日まで本件土地に設置することを許可され、次いで、平成29年3月18日付けの設置許可により、平成26年4月1日から平成29年3月31日まで、さらに、平成29年4月1日付けの設置許可によって平成29年4月1日から令和2年3月31日まで設置することが許可されている。

また、上記設置許可の申請とともに本件土地の使用料免除の申請が行われており、平成29年4月1日付で被告那覇市長の城間幹子は、久米崇聖会に対して本件土地の使用料を免除している。

そして、監査請求をした令和2年2月26日から遡ること1年間（平成31年3月27日まで）分の使用料は、576万7200円（＝占用面積1335㎡×月額360円×12か月）に上る。

3 固定資産税の免除

本件孔子廟に対する固定資産税は、平成26年度課税分から毎年減免がなさ

れていたところ、被告那覇市長の城間幹子は、平成31年度課税分につき、令和元年5月29日付けで、本件孔子廟に対する固定資産税を全額免除した。

第3 住民監査請求

1 監査請求の概要

原告らは、那覇市監査委員に対し、令和2年2月26日付那覇市職員措置請求書を提出し、政教分離原則に反する憲法違反を理由に本件孔子廟の設置許可の取消し等に基づく本件孔子廟の撤去を、また、本件孔子廟の設置に伴う松山公園の使用料の免除に関して政教分離違反の違憲判決（那覇地裁平成30年4月13日判決、福岡高裁那覇支部平成31年4月18日判決）が出されているにもかかわらず、従前どおり放置されているのは違法であるなどとして、免除した使用料相当額年額576万7200円及び減免した固定資産税相当額の支払いを城間幹子に請求することを求める住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）を行った。

2 監査結果の要旨

那覇監査委員は、同年4月22日、本件孔子廟の設置許可については、地方自治法242条1項に規定されている財務会計上の財務管理行為に当たらないことを理由とし、使用料の免除については、平成29年4月1日になされているため、当該監査請求は1年を経過していることを理由とし、本件孔子廟を対象とする固定資産税についての減免措置は、関係法令所定の条件を具備しており、地方自治法242条1項に規定されている財務会計上の違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実はないことを理由として、本件住民監査請求における原告らの請求をいずれも棄却した。

第4 政教分離原則（憲法20条1項後段、3項、89条）違反

1 憲法違反と処分の無効

本件孔子廟は、以下のとおり、久米三十六姓の祖霊を信仰する信徒集団（門柱）である久米崇聖会による宗教的祭祀（典礼）としての釋奠祭禮（孔子祀）

を執行するための施設であり宗教的施設であることは明らかである。

本件孔子廟の松山公園内の設置許可、使用料の免除及び固定資産税の減免措置は、その直接の効果として、儒教を信仰する宗教的団体である久米崇聖会が釋奠祭禮等の宗教上の行為を行うことを容易にしているものといえ、一般人の目から見て、被告那覇市長城間幹子は特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されるから憲法20条1項後段、3項、89条に違反する。

上記設置許可、使用料免除、固定資産税減免の各処分は、いずれも、財務会計上の行為であり、その瑕疵が重大かつ明白であれば取消しを待たずして無効となる。そして、憲法違反の瑕疵は重大かつ明白であり、上記処分はいずれも無効というべきである。

2 宗教としての儒教

儒教は、学問としての側面と宗教としての側面を併せ持つ思想信仰体系である。それは祖先の霊、魂、魄といった超自然的存在を信仰し、血族による招魂再生の儀式を通じて永遠性を獲得し、超越的絶対者たる天との合一を目指すものであり、宗教としての側面を有することは否定できない。本件孔子廟で行われる釋奠祭禮は、久米三十六姓の先祖崇拝や儒教の始祖である孔子に対する信仰と強く結びついた宗教としての儒教に裏付けられている。

3 宗教団体としての久米崇聖会

久米崇聖会は、久米三十六姓の末裔が組織する団体であり、本件孔子廟及び道教の神を祀る礼拝施設といった宗教的施設を所有し釋奠祭禮（せきてんれいはい。孔子やその弟子である四配を祀る行事で、孔子祭とも呼ばれる）等の宗教上の行為を行い、もって特定の宗教である儒教ないし道教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を事業の核心としている。

儒教の宗教性は先祖の魂魄を招魂再生する儀式にあるところ、久米崇聖会が久米三十六姓の末裔から組織された血族（宗族）集団であることと照らし併せると、それが儒教という「宗教の組織若しくは団体」（憲法89条）であることは明らかである。

4 宗教的行為としての釋奠祭禮

釋奠祭禮とは、孔子及び四配（孔子の弟子）並びに啓聖公（孔子の父）を祀る行事である。毎年孔子の生誕とされる9月28日に行われる釋奠祭禮は正装した神官たちが伝統的な式次第に基づいて至聖門から入ってくる孔子の霊を「神」として迎えて大成殿に案内し、「尚饗（こいねがわくぼうけたまえ）」との祝文を読み上げ、餅、香、神酒等を捧げてする饗応儀式を行い、これが終わると、孔子の霊を至聖門まで送りお帰り頂くことを内容とする招魂再生の儀式であり、その宗教的意義を否定することはできない。

5 宗教施設としての本件孔子廟

本件孔子廟は、儒教の始祖である孔子並びにその門弟である四配（顔子、曾子、子思及び孟子）を祀る廟であり大成殿、啓聖祠、明倫堂、至聖門及び御庭空間によって構成されている。

これらの建築物は、至聖門、明倫堂及びフェンス等により松山公園の他の部分から仕切られた閉じた空間の中での一体の施設である。

至聖門の中央の正門は孔子の霊魂を送迎するための扉とされており、1年に1度、釋奠祭禮の日のみに開かれる。御庭空間、大成殿に向かう御路及び大成殿正面階段の孔子を迎えるためにはめ込まれた石龍階と一体となって、釋奠祭禮を実施するための施設である。

本殿である大成殿は、孔子を祀る霊廟であり、その中央には孔子像と神位（神霊の座）が、その左右には四配の神位がそれぞれ置かれ、信者ないし参列者の礼拝を受ける。受験合格だけではなく家族繁栄等を祈願する者もいる。

啓聖祠は、孔子の父など祖先の霊を祀る建物であり、釋奠祭禮の一部が行われているが、一般公開されていない。

本件孔子廟の前身である旧至聖廟から本件孔子廟へ孔子像などを移転する際に、遷座御願なる儀式が行われ祈禱がされた。遷座御願は、旧至聖廟と本件孔子廟との神霊的同一性を確保するための儀式であり、旧至聖廟においても現在の本件孔子廟においても合格祈願や儒教信者による礼拝がなされている。

本件孔子廟が、儒教の宗教的儀式である釋奠祭禮を行うことを主たる目的と

する宗教的施設に他ならない。

6 小括

以上のとおり、本件孔子廟は、久米三十六姓の祖霊を信仰する信徒集団（門柱）である久米崇聖会による宗教的祭祀（典礼）としての釋奠祭禮（孔子祀）を執行するための宗教的施設に他ならない。

したがって、本件孔子廟にかかる設置許可、使用料免除、固定資産税減免の各処分は、いずれも、政教分離原則に違反する便宜供与であり、無効である。

第5 請求の趣旨第1項（3号請求）にかかる請求

本件孔子廟の設置許可は、政教分離原則に違反する便宜供与であり、その重大な違法ゆえに無効であるところ、本件孔子廟は那覇市の公有財産である本件土地を不法に占拠するものといわざるをえない。

したがって、被告那覇市長が、久米崇聖会に対し、本件孔子廟の撤去と市民公園である本件土地の明渡しを請求することなく放置する所為が、公有財産の適正な管理を怠る違法なものであることは明らかである。

よって原告らは被告那覇市長に対し、地方自治法242条の2第1項3号に基づき、本件孔子廟の撤去等の請求を怠ることが違法であることの確認を求める次第である。

第6 請求の趣旨第2項にかかる請求（3号請求）

本件孔子廟にかかる使用料の免除は、久米崇聖会に対する憲法20条1項後段、3項、89条に違反する便宜供与であり無効である。

よって原告は、被告那覇市長城間幹子が、久米崇聖会に対し、本件土地の使用料（監査請求をした令和2年2月26日から遡ること1年間）576万7200円（＝占用面積1335㎡×月額360円×12か月）の請求をしないことが違法であることの確認を求める（地方自治法242条の2第1項3号）。

第7 請求の趣旨第3項にかかる請求（2号請求）

本件孔子廟にかかる固定資産税の減免処分は、財務会計上の処分行為であり、瑕疵が重大かつ明白な場合には無効となる。そして、憲法20条1項後段、3項、89条に違反する瑕疵の違法は重大であり、政教分離の原則が一般人の評価を重要な考慮要素とする以上、その瑕疵は明白というべきである。

よって、原告らは被告那覇市に対し、本件孔子廟にかかる令和元年5月19日付け固定資産税の減免が無効であることの確認を求める（地方自治法242条の2第1項2号）。

証 拠 方 法

- 1 甲第1号証 那覇市職員措置請求について（通知）

附 属 書 類

- | | |
|---------|-----|
| 1 甲号証写し | 各1通 |
| 1 訴訟委任状 | 2通 |